

2007年11月30日

【モニタリングレポート】

地域金融機関平成19年3月CLO

信託受益権 優先受益権 : AAA

メザニン受益権 : AAA

格付投資情報センター(R&I)は上記の信託受益権のモニタリングレポートを公表しました。

【コメント】

発行日(2007年3月23日)から2007年9月20日までの期間(計算期間)における裏付け資産の累積デフォルトの発生率は0.84%であり、R&Iの当初想定の範囲内で推移しており、現在確保されている信用補完額に対し、発生した損失の影響は小さい。

【格付け対象】

信託の名称	地域金融機関平成19年3月CLO
金額	優先受益権 3,870,000,000円 (当初: 4,300,000,000円) メザニン受益権 151,200,000円 (当初: 168,000,000円)
委託者	中小企業金融公庫
オリジネーター	福島銀行、愛媛銀行、熊本ファミリー銀行、帯広信用金庫、東奥信用金庫、新潟信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、富山信用金庫、豊橋信用金庫、徳島信用金庫、高松信用金庫、茨城県信用組合、大東京信用組合、第一勧業信用組合、近畿産業信用組合みずほ信託銀行
受託者	野村證券
信託受益権販売業者	平成19年3月CLOの参加金融機関が募集した中小企業向け貸付債権
裏付け資産	2007年3月23日
信託設定日	2012年4月16日
予定最終償還日	2013年4月15日
法定最終償還日	
償還方法	コントロールド・アモチゼーション (優先受益権、メザニン受益権の割合に応じたプロラタ償還)
信用補完	優先劣後構造 現在の格付け 個別信用補完 (発行時の格付け)
優先受益権	AAA メザニン受益権、シニア劣後受益権、 (AAA) ジュニア劣後受益権 (劣後比率約25.3%)
メザニン受益権	AAA シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権 (AAA) (劣後比率約22.4%)
備考	格付けは、法定最終償還日までに優先受益権、メザニン受益権の元本が全額支払われ、期日通りに配当される可能性を評価したものである。

【モニタリングのポイント】

本件の信託は、元本と配当の受け取りの順に優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権およびジュニア劣後受益権を設定している。各受益権について、それよりも元本の受け取り順位が低い受益権の元本金額合計が信用補完となっている。ジュニア劣後受益権は、各参加金融機関が募集した債権プールに対応している。本件では16の参加金融機関が貸付債権の募集を行い、それぞれの参加金融機関に対応した16のジュニア劣後受益権を設定している。各ジュニア劣後受益権は、対応する参加金融機関が譲渡した貸付債権の損失のみを負担し、他の参加金融機関が譲渡した貸付債権の損失を負担することはない。優先受益権、メザニン受益権およびシニア劣後受益権は、各ジュニア劣後受益権の元本金額を超える損失を貸付債権を譲渡した参加金融機関によらず負担する。なお、本件では各参加金融機関がメザニン受益権を保有しており、裏付け資産全体のリスクを負担している。

モニタリングにあたっては、損失額に加え、その損失の分布（どの参加金融機関のプールの損失なのか）に着目し、各受益権の格付けが妥当なものであるかどうかを確認している。

【経過と見通し】

発行日から計算期間末日までにデフォルト債権は1件発生しているが、現在確保されている信用補完額に対し発生した損失の影響は小さい。なお、延滞債権及び長期延滞債権は発生していない。

裏付け資産の状況は以下のとおりである。

	2007/3/23	2007/10/15
債権元本残高	5,685,000,000 円	5,119,000,000 円
元本残高率	100%	90.04%
延滞債権元本金額	0 円	0 円
延滞率	0%	0%
長期延滞債権元本金額	0 円	0 円
長期延滞率	0%	0%
累積デフォルト債権元本金額	0 円	47,500,000 円
累積デフォルト率	0%	0.84%
債務者数	270 社	270 社

元本残高率：計算期間末日の元本残高／当初債権元本残高

延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月未満の延滞である債権の元本金額

延滞率：計算期間末日の延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

長期延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月以上延滞である債権の元本金額

長期延滞率：計算期間末日の長期延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

累積デフォルト債権元本金額：計算期間末日時点のデフォルト債権の累計元本金額

累積デフォルト率：計算期間末日の累積デフォルト債権元本金額／当初債権元本残高

デフォルト債権：デフォルト債権は以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の当然喪失事由」に該当する事由が生じたもの
- ②原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の請求喪失事由」に該当する事由が生じ、かつ請求通知により期限の利益を喪失したもの